作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を加え、同条第二項第四号中「第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二」に改め、同条第三項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第六項中「第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二」に改める。

第十七条の三の二第二項第五号及び第十七条の三の三第二項第五号中「第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二」に改める。

第十七条の四第一項中「第十七条の二第四項」を「第十七条の二第四項第三号」に改める。

第十七条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する」を「次の各号に掲げる開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた法人が取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供した開発研究用資産　その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

二　前号に掲げるもの以外の開発研究用資産　その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十四）に相当する金額

第十七条の五第二項中「は、租税特別措置法第四十二条の四第六項第六号」を「（租税特別措置法第四十二条の四第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号」に改める。

第十八条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「、船舶、航空機」を「、船舶」に、「より滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした」を「起因して事業又は居住の用に供することができなくなった」に改め、同項の表の第一号の中欄中「百分の十五」を「百分の十」に改め、同号の下欄中「百分の十八」を「百分の十二」に改め、同表の第二号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改め、同表の第三号の上欄中「、航空機」を削り、同号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改める。

第十八条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「次に掲げる全ての要件」の下に「（租税特別措置法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者その他の政令で定める法人（次項において「中小企業者等」という。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる要件）」を、「第三号」の下に「及び次項第五号」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第三号中「当該産業集積事業の用に供する減価償却資産で政令で定める規模のものの取得又は製作若しくは建設をしている」を「取得又は製作若しくは建設をした当該産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円以上である」に改め、同条第二項中「掲げる事業年度」の下に「（中小企業者等に該当しない法人にあっては、第一号から第四号までに掲げる事業年度）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　次に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度

イ　前項の指定があった日を含む事業年度（当該指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があった日を含む連結事業年度。ロにおいて「指定事業年度」という。）において取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で同項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が三千万円に満たない場合における各事業年度

ロ　指定事業年度開始の日から当該事業年度終了の日（当該終了の日が当該開始の日以後三年を経過する日後である場合には、同日）までの間に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で前項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が五千万円に満たない場合における当該事業年度

第十八条の三第三項中「百二十」の下に「（平成二十八年四月一日以後に第一項の指定を受けた法人にあっては、六十）」を加える。

第十八条の九第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「土地開発公社」の下に「が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するためにこれらの者のうちいずれかの者」を加える。

第十九条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同項の表の第一号の上欄中「いう。次号」を「いう。以下この表」に改め、同号の下欄を次のように改める。

次に掲げる資産 イ　東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（次号及び次項において「土地等」という。）又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産 ロ　被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

第十九条第四項中「第二号」を「第一号の下欄のロ若しくは第二号」に改め、同条第六項中「（同法第四十六条の規定及び同条の規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）」を削り、同条第八項中「同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同条第十一項中「第二号」を「第一号の下欄のロ若しくは第二号」に改める。

第二十条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「（同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同条第二項第二号、第四項第二号、第七項及び第八項中「同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同条第十四項及び第十六項中「第二号」を「第一号の下欄のロ若しくは第二号」に改める。

第二十一条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二十五条の二第一項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に改め、「（当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を削り、同項の表の第一号の第一欄中「この表」の下に「及び第四項第一号」を加え、同号の第二欄中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他」を削り、同条第二項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に税額控除率を乗じて計算した」に、「第四項に」を「第四項第三号に」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特別償却限度額　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）　その取得価額から普通償却限度額を控除した金額

ロ　機械及び装置（イに掲げるものを除く。）　その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）に相当する金額